

# 社会福祉法人高砂福祉会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高砂福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規定で役員とは、理事及び監事をいう。  
2 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員、評議員選任・解任委員の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第3条 理事が、理事会に出席したときは、別表1による報酬と別表4による旅費交通費を支払う。  
2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表2による報酬と別表4による旅費交通費を支払う。  
3 評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表3による報酬と別表4による旅費交通費を支払う。  
4 理事及び評議員が、入札審査会等法人が開催する会議に出席したときは、別表1と2による報酬と別表4による旅費交通費を支払う。

### (役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表1による業務報酬等を支払う。  
2 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表1による業務報酬等を支払う。  
3 前各項業務に従事したときの旅費交通費は、別表4により支払う。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1による報酬と別表4による旅費交通費を支払う。  
2 監事が、法人及び施設・事業所への指導監査への立会い及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の

運營業務に従事したときは、別表 1 による報酬と別表 4 による旅費交通費を支払う。

(出張旅費等)

第 6 条 役員及び評議員が、法人及び施設・事業所の運營業務のため出張する場合は、第 4 条の報酬に加えて別表 5 による日当及び旅費交通費を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第 7 条 理事が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び旅費は支給しない。

2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第 4 条の規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る報酬及び旅費は支給しない。

3 法人及び施設・事業所の職員を兼務する役員及び評議員は、原則この規程を適用しない。

(役員等の職務証跡)

第 8 条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

(改正)

第 9 条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

① この規程は、平成 20 年 1 月 22 日より施行する。

附 則

② この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より改正施行する。

③ この規程は、令和 5 年 1 月 1 日より改正施行する。

別表 1	<b>役員</b>		
	<b>理事</b>	<b>総額</b>	<b>15,000,000円</b>
	理事会	日額	50,000円
	評議員会	日額	50,000円
	評議員選任・解任委員会	日額	50,000円
	入札審査会等	日額	5,000円
	<b>業務報酬等・理事長</b>	<b>月額</b>	<b>1,000,000円</b>
	<b>業務報酬等</b>	<b>月額</b>	<b>500,000円</b>
	<b>監事</b>	<b>総額</b>	<b>500,000円</b>
	理事会	日額	30,000円
	評議員会	日額	30,000円
	入札審査会等	日額	5,000円
	<b>業務報酬等</b>	<b>日額</b>	<b>30,000円</b>

別表 2	<b>評議員</b>	<b>総額</b>	<b>1,500,000円</b>
	評議員会	日額	30,000円
	入札審査会等	日額	5,000円
	<b>業務報酬等</b>	<b>日額</b>	<b>30,000円</b>

別表 3	評議員選任・解任委員	総額	75,000円
	評議員選任・解任委員会	日額	5,000円

別表 4	交通費		
	公共交通機関	別表 1 の報酬に含む	
	宿泊費	実費	

別表 5	出張旅費		
	旅費	実費	
	交通費	実費	
	日当	日額	3,000円
	その他	実費	